

国立大学法人高知大学学位取得促進プログラム実施要項

平成 24 年 1 月 26 日
学 長 裁 定

最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

1 趣旨

国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）において、修士又は博士の学位が未取得である大学教員に対し、一定の研究専念ができる環境を整えることにより修士又は博士の学位を取得させ、より高度な専門的知識及び研究開発能力を修得させることとし、国立大学法人高知大学学位取得促進プログラム（以下「プログラム」という。）を設定するとともに実施に関し必要な要項を定める。

2 対象者

次の各号に掲げる大学教員のうち、修士又は博士の学位が未取得でありプログラムにより修士又は博士の学位を取得する意志のある者とする。

- (1) 国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に定める大学教員のうち、教授、准教授、講師又は助教
- (2) 国立大学法人高知大学特任職員就業規則第 3 条に定める大学教員のうち、任期終了年度中に審査を行い、実績及び人物が優れており、就業規則第 3 条第 1 項第 1 号に定める大学教員としての基準を満たすと判断された場合は、国立大学法人高知大学職員の定年規則に定める定年年齢まで雇用するものとして採用された者

3 実施方法

本学の大学院総合人間自然科学研究科のうち、次の各号に掲げる専攻においてプログラムを実施する。ただし、本学の大学院総合人間自然科学研究科においては希望する修士又は博士の学位を取得できない場合は、他大学におけるプログラムの実施を可能とする。なお、大学院入学試験の出願手続は、出願先が本学又は他大学を問わず個人が行うものとする。

- (1) 人文社会科学専攻
- (2) 教育学専攻
- (3) 理工学専攻

- (4) 医科学専攻
- (5) 看護学専攻
- (6) 農林海洋科学専攻
- (7) 地域協働学専攻
- (8) 応用自然科学専攻
- (9) 医学専攻
- (10) 黒潮圏総合科学専攻

4 募集人員

プログラムを適用する大学教員（以下「プログラム参加者」という。）の募集人員は、予算状況を勘案し、募集の都度定める。

5 募集期間

募集の受付は、プログラム開始年度の前々年度の2月1日から2月末日までとする。ただし、応募状況によって追加募集を行うことがある。

6 候補者の推薦等

(1) プログラムへの参加を希望する者（以下「申請者」という。）のうち、第2項第1号に定める者は所属する部門の長を通じて学系長に、第2項第2号に定める者は所属する部局の長を通じて所掌の理事に、学位取得促進プログラム申請書（別紙様式1）により申し出なければならない。

(2) 学系長又は所掌の理事は、当該申請者の担当する職務に支障がないことを確認の上、教育研究部会議を経て学長に推薦する。

7 選考

(1) 学長は、前項により学系長又は所掌の理事から推薦のあった者のうちから、選考を行い、役員会の議を経てプログラム参加者を決定し、その結果を推薦のあった学系長又は所掌の理事に通知する。

(2) 学系長又は所掌の理事は、その結果を部門長又は所属部局の長に通知し、部門長又は所属部局の長から申請者に通知することとする。

8 プログラム実施期間

プログラムの実施期間は、プログラム参加者が希望する専攻の正規の修業年限（標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する年限を含む。）を限度

とする。

9 授業料

プログラム参加者の授業料は、本学における授業料については徴収しないこととし、他大学における授業料については国立大学法人高知大学が相当額を負担するものとする。

10 代替措置等

(1) プログラム実施期間中は、プログラム参加者が担当する職務の全部又は一部を免除し、プログラム参加者が所属する部門又は部局において代替・支援措置を講ずるものとする。

(2) 教育業務に関しては、可能な限り当該学部及び専攻において代替・支援措置を講ずるものとし、これによりがたい場合は非常勤講師を大学負担により雇用することができるものとする。

11 身分等の取扱い

(1) プログラム参加者は、本学の職員としての身分を有し、給与については国立大学法人高知大学職員給与規則、国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則及び国立大学法人高知大学特任職員給与規則の定めるところにより支給する。

(2) プログラム参加者のプログラム実施期間中の兼業は認めない。ただし、特別の事由があるときは、事前に学長の承認を得て、兼業に従事することができる。

12 義務

(1) プログラム参加者は、各年度末に部門長及び学系長又は所属部局の長及び所掌の理事を通じ、別紙様式2により研究計画の進捗状況について学長に報告を行わなければならない。

(2) プログラム参加者は、プログラム終了後プログラム実施期間と同期間本学に勤務し、本学における教育研究の発展へ貢献するよう努めなければならない。なお、同期間の勤務がかなわない場合には、原則として第9項で本学が負担等した授業料相当額を本学に納付しなければならない。

(3) プログラム参加者がプログラム実施期間内（プログラム実施期間内に学位を取得することができず、プログラム終了後も在籍している期間を含む。）に退職する場合は、原則として第9項で本学が負担等した授業料相当額を本学に納付しなければならない。

(4) プログラム参加者が退学する場合は、原則として第9項で本学が負担等した授業料相当額を本学に納付しなければならない。

附 則

平成23年度の募集期間は、第5項にかかわらず平成24年1月26日から平成24年2月15日までとし、平成24年度開始のプログラムへの申請者を含むものとする。

附 則

この要項は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月24日学長裁定)

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月15日学長裁定)

この要項は、平成28年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月6日学長裁定)

この要項は、平成29年2月6日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月27日学長裁定)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月27日学長裁定)

この要項は、令和4年1月27日から施行する。

学位取得促進プログラム申請書

年 月 日	
国立大学法人高知大学長 殿	
所 属 職 名 氏 名	
国立大学法人高知大学学位取得促進プログラム実施要項に基づき、学位取得促進プログラムを希望したいので、別紙の誓約書を添え下記のとおり申請します。	
記	
1. 希望する研究科・ 専攻名	大学大学院 研究科 専攻
2. 入学（予定）年月 及びプログラム実施期 間	年 月 入学 ・ 入学予定 プログラム実施期間 年間
3. 研究計画の概要	
国立大学法人高知大学学位取得促進プログラム実施要項第 6 項に基づき、学位取得促進プログラム候補者として上記の者を推薦します。	
年 月 日	
学系長又は所掌の理事	

年 月 日

誓 約 書

国立大学法人高知大学長 殿

所 属
職 名
氏 名

学位取得促進プログラムの申請にあたり、本制度の趣旨を踏まえて、要項に定める事項を遵守し、修学に精励することを誓います。

なお、プログラム実施期間内に学位の取得がかなわなかった場合は、プログラム終了後、可及的速やかに学位を取得することを確約いたします。

学位取得促進プログラム 研究計画進捗状況報告書

年 月 日		
国立大学法人高知大学長 殿		
所 属 職 名 氏 名		
国立大学法人高知大学学位取得促進プログラム実施要項に基づき、研究計画の進捗状況を下記のとおりに報告します。		
記		
1. 研究科・専攻名	大学大学院	研究科 専攻
2. プログラム実施期間	年 月 ～	年 月
3. 研究計画の 進捗状況		

※上記に記載しきれない場合は、任意の様式に記載し添付してください